## 青森地域広域事務組合消防本部からのお知らせ

## ガソリンを購入される皆様への本人確認等が 必要になりました。

令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受けて、令和2年 2月1日からガソリンスタンドにおいて、ガソリンを携行缶で購入する皆様へ

- ① 「本人確認 (運転免許証の提示など)」
- ② 「使用目的の確認」を行うとともに、
- ③ 「販売記録の作成」をすることになりました。





## ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器 に入れることはできません!!

## !噴出注意!

- ★周囲の安全を確認
  ★フタを開ける前に
  ①エンジン停止
- ②エア抜きをする ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている 注意事項に留意して取り扱って ください!!



セルフスタンドにおいても、 ガソリン容器への詰替えは、 ガソリンスタンドの従業員が 行う必要があります!!



ガソリンの適正な使用を徹底するため、皆様のご理解と ご協力をお願いします。

問い合わせ先

青森地域広域事務組合消防本部予防課危険物保安チーム Tel (017) 775-0853